

第26期

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2017年6月23日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

■ 開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
日本工業倶楽部 3階 大ホール

※**昨年の総会会場と変更になっております。**
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
の上、ご来場をお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
(提供書面)	
事業報告	30
連結計算書類等	53
監査報告書	59

朝日工業株式会社

証券コード：5456

証券コード 5456
2017年6月5日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目23番5号
(本店所在地：埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地)
朝 日 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 村 上 政 徳

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年6月22日（木曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
日本工業倶楽部 3階 大ホール
(昨年の総会会場と変更になっております。末尾の「株主総会会場
ご案内図」をご参照の上、ご来場をお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-kg.co.jp/ir/shareholder>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-kg.co.jp/ir/shareholder>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要事項と認識しており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

第26期の期末配当につきましては、厳しい環境下ではありますが、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりになりたいと存じます。

これにより、すでにお支払いしております中間配当金（1株につき10円）を加えた年間配当金は、1株につき30円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき20円
配当総額 140,000,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2017年6月26日

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年5月19日に開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。）の導入を決定のうえ、同日付で公表し、また、2008年6月25日に開催の当社第17期定時株主総会において買収防衛策に関する定款変更議案および原対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただき、その後、2011年6月23日開催の当社第20期定時株主総会および2014年6月24日開催の当社第23期定時株主総会において、原対応方針につき所要の変更を行ったうえで継続することについてご承認をいただいております。さらに、2015年6月25日および2016年6月23日に開催の取締役会において原対応方針の継続を承認し、引き続き、金融商品取引法および関連政省令の改正等の動向等に注視しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保し、向上させる観点から、継続の是非を含め検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、2017年5月18日に開催の当社取締役会において、2017年6月23日開催予定の当社第26期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針の一部日付等の記載の変更を行ったうえで継続すること（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）を決定いたしました。

つきましては、当社定款第16条の定めに基づき、本対応方針の継続に関して、ご承認をお願いするものであります。

なお、本対応方針の原対応方針からの実質的な変更はありません。

1. 本対応方針継続の目的

本対応方針は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために継続するものであります。

当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、株主の皆様ご自身の自由な意思によってなされるべきであると考えております。

当社が大規模買付者（「下記2(1)1」に定義されます。以下同じとします。）から大規模買付

行為（「下記2(1)1」）に定義されます。以下同じとします。）の提案等を受けた場合に、株主の皆様が当社の事業の状況、企業価値の源泉、および当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案等に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社事業および様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様が双方の情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上の観点から、必要があれば、大規模買付行為の条件や方法の変更および改善または代替案の提案等を行うために必要な時間が確保されることが不可欠であると考えております。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者が想定する大規模買付行為完了後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様当社株式の売却を事実上強要し、または、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社株式を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものである等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあると考えております。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供、およびその内容の評価・検討に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を継続することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行いまた行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置（「下記2(2)2」）に定義されます。以下同じとします。）を発動できることとしております。

なお、当社の大株主の状況につきましては、別紙1「当社の大株主の状況」をご参照ください。

2. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

1) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といいます。また大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ①当社が発行者である株券等※1について、保有者※2の株券等保有割合※3の合計が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等※4について、公開買付け※5に係る株券等の株券等所有割合※6およびその特別関係者※7の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- ※1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。
- ※2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
- ※3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- ※4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
- ※5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- ※6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- ※7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

2) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を提出していただきます。

具体的には、「大規模買付意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(ア)大規模買付者の概要

- ①氏名または名称および住所または所在地
- ②代表者の氏名
- ③会社等の目的および事業の内容

- ④大株主または大口出資者(所有株式数または出資割合上位10名)の概要
 - ⑤国内連絡先
 - ⑥設立根拠法
- (イ)大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、「大規模買付意向表明書」提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- (ウ)大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等※8を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)
- (エ)大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

※8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

3) 「大規模買付情報」の提供

「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、「大規模買付意向表明書」を提出していただいた日から10営業日※9（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記「2)(ア)⑤」の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当社大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

※9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めのない限り同じです。

なお、大規模買付行為の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとします。

- ①大規模買付者およびそのグループの詳細(沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の氏名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法および内容(大規模買付行為の適法性に関する第三者の意見を含みます。)
- ③買付対価の種類および金額(有価証券を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。)、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ④大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の具体的内容

- ⑦支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性
- ⑧純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ⑪大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨の理由
- ⑫大規模買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑬当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭大規模買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、大規模買付行為の完了後における独占禁止法または海外競争法に照らした適法性についての考え方

なお、当社は大規模買付行為の提案があった場合は、当該事実があった旨を株主の皆様にご速やかに開示するとともに、大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を株主の皆様にご開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に書面で通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示します。

4) 取締役会評価期間の設置等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付による大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適宜かつ適切に株主の皆様公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

1) 対抗措置発動の条件

(ア)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、その具体的な条件・方法等のいかなを問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、特別委員会（「下記(3)1) (ア)」に定義されます。以下同じとします。）からの勧告を最大限に尊重して必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

(イ)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復しがたい損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、特別委員会からの勧告を最大限に尊重して必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、別紙2「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類

型」に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

2) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合にはその他の対抗措置が用いられることもあります。対抗措置として本新株予約権が選択された場合の本新株予約権の概要は、別紙3「本新株予約権の概要」に記載のとおりといたします。

(3) 本対応方針の合理性および公平性を担保するための制度および手続

1) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(ア)特別委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗策を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。特別委員会の委員には、田中 利彦氏、花枝 英樹氏および田島 伸一氏の合計3名が引き続き就任する予定です。

なお、各委員の略歴は、別紙4「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

また、特別委員会運営規則の概要は、別紙5「特別委員会運営規則の概要」に記載のとおりです。

(イ)対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとしていたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(ウ)発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(イ)記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(エ)特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置発動の是非および発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

2) 本対応方針の継続に関する株主の皆様の意思の確認

当社は、2017年5月18日開催の当社取締役会において本対応方針の継続に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の継続に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を継続することを決議しております。

3) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、2020年6月に開催予定の当社第29期定時株主総会終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止された場合には、当該廃止の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、当該時期において適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本対応方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件および尊重義務を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」その他昨今の買収防衛策に関する議論を踏まえた内容となっております。さらに、株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程第440条 買収防衛策の導入に係る遵守事項」を全て充足しております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記「1」に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、上記「2(3)2」に記載のとおり、2017年5月18日開催の当社取締役会において本対応方針の継続に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の継続に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半

数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を継続することを決議しております。なお、本対応方針は本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として本定時株主総会の終結時に継続されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

また、上記「2(3)3)」に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、2020年6月に開催予定の当社第29期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されます。さらに、本対応方針の有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議し、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されます。

(4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記「2(2)」に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 特別委員会の設置

上記「2(3)1)」に記載のとおり、当社は、本対応方針の継続に当たり、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記「2(3)3)」に記載のとおり、本対応方針の有効期間は2020年6月に開催予定の当社第29期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間中であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の任期は1年であり、監査等委員である取締役の任期は2年ですが、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の継続時における株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時における株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「2(3)1(ウ)」に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割当てられます。

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行います。

5. その他

本対応方針は、2017年5月18日開催の当社取締役会において取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会では、監査等委員である社外取締役3名を含む当社監査等委員全員が本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または金融商品取引所規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

(別紙1)

当社の大株主の状況

2017年3月31日の当社の大株主の状況は以下の通りです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
阪和興業株式会社	600,000 株	8.6 %
三井物産株式会社	600,000	8.6
アサガミ株式会社	522,000	7.5
片倉コープアグリ株式会社	300,000	4.3
農林中央金庫	210,000	3.0
東京鐵鋼株式会社	200,000	2.9
日本マタイ株式会社	181,000	2.6
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	180,000	2.6
カネヒラ鉄鋼株式会社	180,000	2.6
株式会社クレディセゾン	134,700	1.9
計	3,107,700	44.4

(注) 出資比率は、自己株式(200,000株)を控除して計算しております。

(別紙2)

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期および方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (10) その他(1)ないし(9)に準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(別紙3)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株(以下「対象株式数」といいます。)とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者※1、②特定大量保有者の共同保有者※2、③特定大量買付者※3、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①ないし④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者※4(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

-
- ※1 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - ※2 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
 - ※3 公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株券等の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じです。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - ※4 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

(別紙4)

特別委員会委員の略歴

○田中 利彦 (たなか としひこ)

1947年7月20日生

1971年 4月 日興証券株式会社入社
1974年 4月 検察庁入庁
1974年 4月 札幌地方検察庁 検事
1975年 3月 函館地方検察庁 検事
1977年 8月 千葉地方検察庁 検事
1979年 3月 東京地方検察庁 検事
1988年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
小中・外山・細谷法律事務所
1989年 9月 シンプソン・サッチャー・アンド・バートレット法律事務所
(1990年7月まで)
1992年 2月 田中綜合法律事務所開設
2004年 4月 早稲田大学法科大学院客員教授 (現任)

○花枝 英樹 (はなえだ ひでき)

1947年9月12日生

1979年 4月 関東学院大学経済学部助教授
1988年 4月 成城大学経済学部教授
1996年 4月 一橋大学商学部教授
2000年 4月 一橋大学大学院商学研究科教授
2010年 4月 中央大学総合政策学部教授 (現任)
2011年 4月 一橋大学名誉教授
2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

○田島 伸一 (たじま しんいち)

1949年6月16日生

1999年 6月 日本航空株式会社上海支店長
2005年 5月 株式会社JALナビア福岡 代表取締役社長
2007年 6月 株式会社JALUX取締役 総務人事部・法務部担当
2008年 6月 同社 取締役常務執行役員 企画管理部門長
2009年 6月 同社 代表取締役社長
2011年 7月 信友インターナショナル株式会社 特別顧問(現任)
2015年 6月 当社社外取締役
2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

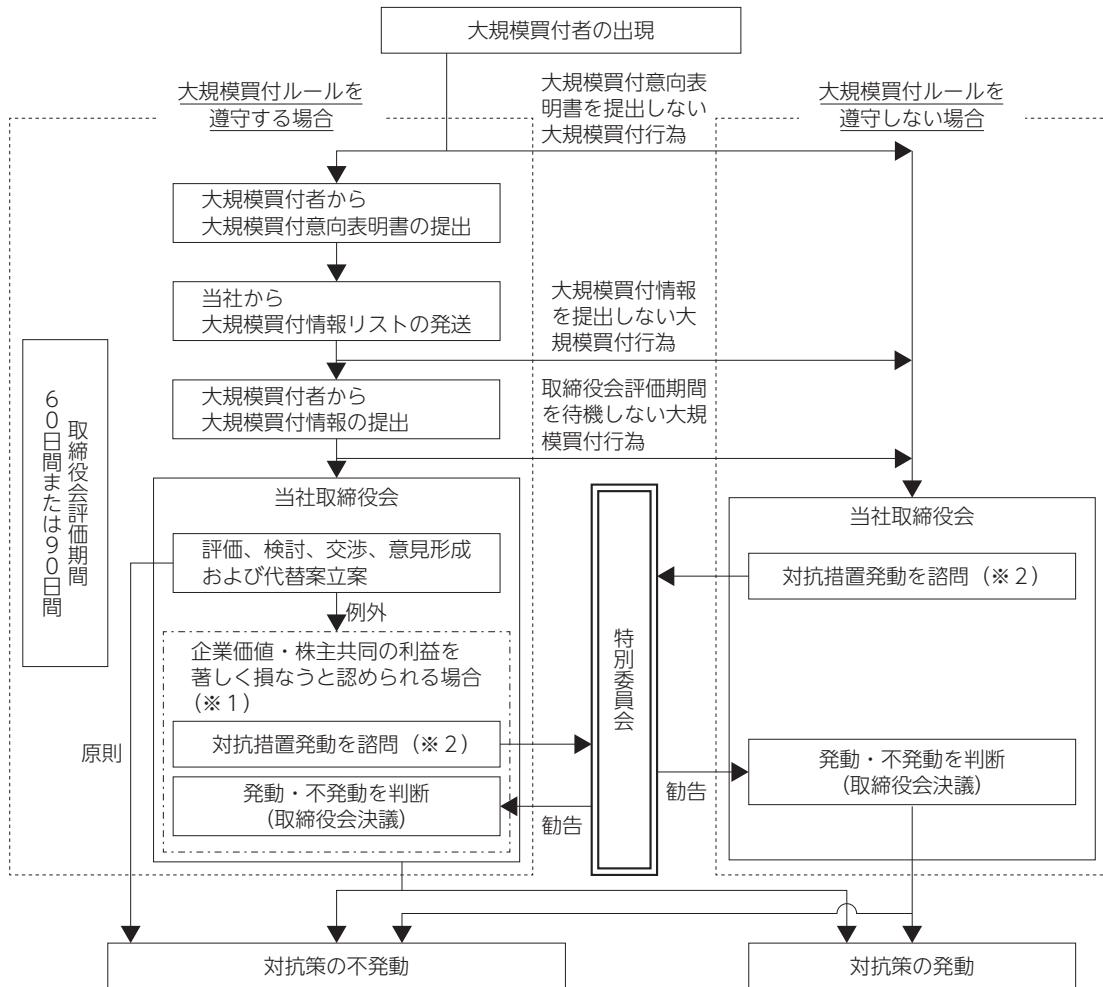
(別紙5)

特別委員会運営規則の概要

1. 大規模買付行為に関する取締役会の判断および対応の客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会の諮問機関として特別委員会を設置する。
2. 特別委員会を構成する委員(以下、「特別委員」という。)は、3名以上とし、当社および取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社の社外取締役または社外の有識者等の中から取締役会が選任する。
3. 特別委員の任期は、選任の時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了後の最初の取締役会の終結時までとし、再任を認めるものとする。
4. 特別委員会は、取締役会が特別委員会に諮問する、以下の事項につき検討、審議を行い、取締役会に対して勧告を行う。
 - (1) 当社株主の適切な判断および取締役会としての評価・意見・代替案の提示のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否かについての勧告、ならびに、大規模買付者から必要かつ十分な情報が提供されていないときは、追加で一定の期限内に提供を求めるべき情報についての勧告
 - (2) 本対応方針に定める手続きが遵守された場合において、対抗措置を講じるか否かについての勧告
 - (3) 本対応方針に定める手続きが遵守されていない場合において、対抗措置を講じるか否かについての勧告
 - (4) 取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否かについての勧告
 - (5) 対抗措置を発動する手続きを開始した後において、当該対抗措置の発動を維持することが相当か否かについての勧告
 - (6) 対抗措置の発動に関する議案を株主総会に諮るか否かについての勧告
 - (7) 本対応方針の修正または変更
 - (8) その他、上記に関連する事項に関わる勧告
5. 特別委員会は、取締役、従業員等に対し、その検討および審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。
6. 特別委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者(ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から、その検討および審議に必要な専門的な助言を得ることができる。
7. 特別委員会の勧告の内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

(ご参考)

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に係るフローチャート



※1 別紙2ご参照

※2 特別委員会に対する対抗措置発動の諮問は、取締役会評価期間内に行われることもありえます。

このフローチャートは、あくまで本対応方針の概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにとどまり、本対応方針の詳細については、本文をご参照下さい。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	 むら かも まさ のり 村 上 政 徳 (1955年12月25日生)	2007年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員 コーポレート・コミュニケーション部長 2009年4月 興和不動産株式会社常務執行役員ソリューション 事業本部副事業本部長 2010年7月 同社常務取締役・常務執行役員ソリューション 事業本部長 2012年10月 新日鉄興和不動産株式会社常務取締役・常務執行 役員営業推進本部長兼賃貸住宅事業本部長 2013年4月 保土谷化学工業株式会社常務執行役員 2013年6月 同社取締役・常務執行役員 2015年5月 当社特別顧問 2015年6月 当社代表取締役社長（現任）	6,400株
		<取締役候補者とした理由> 村上政徳氏は、大手金融機関での長年の経験や会社経営で培った豊富な知見を有しております。 代表取締役社長に就任以降、強いリーダーシップと決断力で、2016年度を初年度とする中期経営計画の策定を指揮し、その計画達成に邁進しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としていたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
2	 <p>なか むら のり ゆき 中 村 紀 之 (1957年9月16日生)</p>	<p>1981年4月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社 2001年6月 当社取締役企画室長兼経理財務部長 2002年2月 当社取締役管理本部経理財務部長 2006年6月 当社常務取締役管理本部長 2011年5月 当社常務取締役管理本部長兼環境管理部長 2014年2月 当社常務取締役管理本部長 2015年4月 当社常務取締役鉄鋼建設資材本部長(現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 中村紀之氏は、当社入社以来、経理財務部門を中心に管理本部の要職を歴任し、また、2015年からは、鉄鋼建設資材本部を統括するなど、豊富な業務経験と知見を有しております。 この経験と知見を活かし、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>	10,400株
3	 <p>ひろ せ きよし 広 瀬 清 (1958年1月28日生)</p>	<p>1981年4月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社 1998年6月 当社関西肥料事業部営業部長 2003年10月 当社農業資材本部肥料事業部営業三部長 2008年6月 当社取締役農業資材本部肥料事業部副事業部長 兼営業三部長 2009年6月 当社取締役農業資材本部肥料事業部長 2010年6月 当社取締役農業資材本部肥料事業部長 兼営業二部長 2014年7月 当社取締役農業資材本部肥料事業部長 2015年4月 当社取締役農業資材本部副本部長兼肥料事業部長 2016年4月 当社取締役農業資材本部副本部長 2016年6月 当社常務取締役農業資材本部長（現任）</p> <p><取締役候補者とした理由> 広瀬清氏は、当社入社以来、肥料部門を中心に農業資材本部の要職を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しております。 この経験と知見を活かし、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>	8,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
4	 <p>いなば すずむ 稲場 進 (1957年10月18日生)</p>	<p>1982年4月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社 2000年4月 当社農業資材本部農芸事業部園芸部長 2003年10月 当社農業資材本部農芸事業部種苗園芸部長 2007年12月 当社管理本部企画室長 2008年4月 当社管理本部経営企画部長兼広報室長 2010年6月 当社取締役管理本部総合企画部長 2014年3月 当社取締役管理本部副本部長兼経営企画部長兼総務部長 2014年11月 当社取締役管理本部副本部長兼経営企画部長 2015年6月 当社取締役管理本部副本部長（現任）</p> <p><取締役候補者とした理由> 稲場進氏は、当社入社以来、農業資材本部や管理本部の要職を幅広く歴任し、豊富な業務経験と知見を有しております。 この経験と知見を活かし、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	7,800株
5	 <p>くさま まさる 草間 勝 (1956年2月18日生)</p>	<p>1979年4月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社 2004年7月 当社鉄鋼建設資材本部鉄鋼事業部ネジ鉄筋営業部長 2006年6月 当社管理本部埼玉事業所長 2014年2月 当社管理本部総務部埼玉事業所長 2014年11月 当社鉄鋼建設資材本部鉄鋼事業部埼玉副工場長 2016年4月 当社鉄鋼建設資材本部埼玉工場長 2016年6月 当社取締役鉄鋼建設資材本部埼玉工場長（現任）</p> <p><取締役候補者とした理由> 草間勝氏は、当社入社以来、鉄鋼建設資材本部や管理本部の要職を歴任し、また、2016年からは鉄鋼建設資材本部の製造部門を統括するなど、豊富な業務経験と知見を有しております。 この経験と知見を活かし、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	4,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
※ 6	 <p>せき ね まさる 関 根 傑 (1968年2月23日生)</p>	<p>1988年4月 朝日工業株式会社 入社 2010年4月 当社鉄鋼建設資材本部事業企画部長 2014年4月 当社鉄鋼建設資材本部鉄鋼事業部埼玉工場 副工場長 2014年11月 当社管理本部経理財務部長 2016年5月 当社管理本部総務人事部長 2016年6月 当社執行役員管理本部総務人事部長（現任）</p> <p><取締役候補者とした理由> 関根傑氏は、当社入社以来、管理本部や鉄鋼建設資材本部の要職を幅広く歴任し、豊富な業務経験と知見を有しております。 この経験と知見を活かし、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者 といたしました。</p>	4,800株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. ※印は、新任の候補者であります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査等委員である取締役新垣 良爾氏が辞任により退任いたします。つきましては、その後任として、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、任期につきましては、退任する監査等委員である取締役新垣 良爾氏の任期の満了する次期定時株主総会終結の時までとなります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
 つちやみつあき 土屋光章 (1954年5月1日生)	2004年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員秘書室長 2006年3月 同社常務執行役員 2008年6月 みずほ信託銀行株式会社取締役副社長 2011年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長 2012年4月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長(現任) 2012年6月 日本原子力発電株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長 日本原子力発電株式会社社外監査役 <監査等委員である取締役候補者とした理由> 土屋光章氏は、大手金融機関での長年の経験に加えて、みずほ総合研究所の経営者として、専門性の高い経済や業界情報を有しており、幅広い観点からご意見をいただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 2. 土屋光章氏は、新任の社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、土屋光章氏が社外取締役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として同取引所に届ける予定であります。
 4. 本議案が原案どおり承認可決され、土屋光章氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 5. 土屋光章氏は、当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社みずほ銀行の業務執行者の三親等以内の親族であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2016年6月23日に開催した当社第25期定時株主総会において補欠の監査等委員に選任された中谷 哲朗氏より、2017年6月23日付けで補欠の監査等委員を辞任したい旨の申し出がありましたので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、改めて補欠の監査等委員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
 <p>あら がき りょう じ 新 垣 良 爾 (1951年5月16日生)</p>	<p>1999年6月 株式会社日本興業銀行参事 実華国際租賃有限公司出向</p> <p>2002年10月 株式会社みずほコーポレート銀行国際企画部付 参事役実華国際租賃有限公司出向</p> <p>2004年2月 株式会社ミレニアムリテイリング 海外事業室長兼関連事業室長</p> <p>2010年7月 興和不動産株式会社常勤監査役</p> <p>2012年7月 同社監査役</p> <p>2012年10月 新日鉄興和不動産株式会社監査役</p> <p>2013年6月 当社社外監査役</p> <p>2016年3月 株式会社ジンテック社外監査役 (現任)</p> <p>2016年6月 当社監査等委員 (現任)</p>	0株
	<p><補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由></p> <p>新垣良爾氏は、長年の銀行経験において経理・財務を経験するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、幅広い観点からご意見をいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 新垣良爾氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 新垣良爾氏の当社監査等委員としての社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 新垣良爾氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
5. 新垣良爾氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

監査等委員である取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府および日銀による各種政策を背景に、雇用・所得環境が改善し、景気は緩やかな回復基調となっております。

このような状況の中、当社グループは、2016年5月に公表した2018年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「ASAHI2018プロジェクト」に基づき、諸施策を着実に推進しております。

当連結会計年度における業績は、売上高は32,354百万円（前連結会計年度比11.0%減）、営業利益は1,200百万円（前連結会計年度比37.3%減）、経常利益は1,115百万円（前連結会計年度比42.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は820百万円（前連結会計年度比67.2%減）となりました。

事業（セグメント）別の状況は次のとおりであります。

なお、当社グループは、「環境ソリューション事業」を構成しておりました株式会社環境科学コーポレーションの全株式を2016年5月31日付で売却しております。これに伴い、当連結会計年度より、「環境ソリューション事業」をセグメントより除外しております。

また、従来、各セグメントにおいて、営業損益をセグメント損益としておりましたが、営業損益に持分法による投資損益を加減した金額をセグメント損益とする方法に変更しております。セグメント損益は、調整額にて持分法による投資損益を控除し、連結損益計算書の営業損益と調整を行っております。

事業（セグメント）別売上高

区分	第25期 (前連結会計年度) (2016年3月期)	第26期 (当連結会計年度) (2017年3月期)	前連結会計年度比	
			金額	増減率
鉄鋼建設資材事業	百万円 19,853	百万円 17,452	百万円 △2,400	% △12.1
碎石砕砂・ マテリアルリサイクル事業	2,010	2,095	84	4.2
農業資材事業	13,821	12,723	△1,098	△7.9
環境ソリューション事業	620	—	△620	—
その他事業	150	338	188	125.9
調整額	△108	△255	△147	—
合 計	36,348	32,354	△3,993	△11.0

<鉄鋼建設資材事業>

鉄鋼建設資材事業の業績に影響を与える建設需要は、終始低調に推移する中、第3四半期で一時的な盛り上がりを見ましたが、本格的な東京オリンピック関連需要の顕在化には至りませんでした。一方、鉄スクラップは海外需要に大きく左右される状況が続き、スクラップ価格は第4四半期後半から急激な上昇となりました。

このような状況の中、高強度鉄筋、ねじ節鉄筋の受注、販売拡大を図るとともに、急激なスクラップ価格の変化に迅速に対応し、販売価格の改善を推進しました。しかし、需要低迷による出荷数量減少により、前連結会計年度と比べ減収となりました。利益面では、原油安などに起因するエネルギー単価の低位推移と原単位低減等のコストダウン効果はあるものの、製品販売価格と鉄スクラップ価格の値差（メタルスプレッド）の縮小を余儀なくされ、前連結会計年度と比べ減益となりました。

この結果、売上高は17,452百万円（前連結会計年度比12.1%減）、セグメント利益は1,318百万円（前連結会計年度比32.2%減）となりました。

<碎石砕砂・マテリアルリサイクル事業>

碎石砕砂事業では、販売エリアにおいて生コンクリート向け需要が回復基調となる中、2016年11月1日に神鳳興業株式会社から碎石事業を取得したことが寄与し、業績が拡大しました。マテリアルリサイクル事業では、がれき類の集荷量が前年を上回りました。

この結果、売上高は2,095百万円（前連結会計年度比4.2%増）、セグメント利益は127百万円（前連結会計年度比43.0%増）となりました。

<農業資材事業>

農業資材事業の業績に影響を与える肥料需要は、作付面積の減少、施肥の省力化などにより減少傾向となっております。

このような状況の中、主力事業である肥料事業では、家畜糞等の堆肥を原料とした「エコレット」を中心に有機質肥料の販売拡大に努めたことに加え、ホームセンター向けの企画提案推進により、販売数量が増加しました。しかしながら、生産資材価格の引下げ要請と原料市況の低下から、二度にわたり価格が下落し、前連結会計年度と比べ減収減益となりました。

種苗事業では、新品種の大玉トマト「有彩（ありさ）」やカボチャ「プリメラ」などの販売拡大、海外を中心とした台木の販売推進に取り組みました。

乾牧草事業では、国内においては需要が低調であったことから販売数量が減少し、前連結会計年度と比べ減収となりました。豪州合弁会社の業績は、為替の影響などから減益となりました。

この結果、売上高は12,723百万円（前連結会計年度比7.9%減）、セグメント利益は740百万円（前連結会計年度比20.0%減）となりました。

なお、当連結会計年度より、セグメント損益に豪州合弁会社の持分法による投資損益を算入しております。

<その他事業>

報告セグメント以外の事業業績は、売上高は338百万円（前連結会計年度比125.9%増）、セグメント利益は17百万円（前連結会計年度はセグメント損失6百万円）となりました。

なお、中期経営計画の重点施策に掲げたとおり、関係会社（朝日ビジネスサポート株式会社）への管理業務の集約を進めた結果、「その他」の区分の主な事業内容は、当社からの業務受託となっております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、上記各セグメント別売上高の合計からセグメント間の内部売上高255百万円を差引き、32,354百万円となり、営業利益は、上記各セグメント別利益の合計からセグメント間の取引消去額、持分法による投資利益および管理部門経費など各事業に帰属しない全社費用の合計1,002百万円を差引き、1,200百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,617百万円であり、その主な内容は、将来を見据えた設備の維持・更新投資や2016年11月1日に神鳳興業株式会社から取得した砵区・設備などへの投資であります。

③ 資金調達の状況

当社は、設備投資資金として2,400百万円の長期借入金実施と、第5回無担保社債（発行総額150百万円）の発行を行っております。また、当社の子会社である株式会社上武は、砵石事業取得等の資金として354百万円の長期借入金の実施を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度より、株式を売却したことにより株式会社環境科学コーポレーションを連結の範囲から除外しております。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の子会社である株式会社上武は、2016年11月1日付で、神鳳興業株式会社から砵石事業を譲り受けております。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

営業成績および財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	第23期 (2014年3月期)	第24期 (2015年3月期)	第25期 (2016年3月期)	第26期 (当連結会計年度) (2017年3月期)
売 上 高 (百万円)	43,591	35,494	36,348	32,354
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△641	348	1,931	1,115
親会社株主に帰属する当期純利益 または親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△11,093	549	2,503	820
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期純損失(△) (円)	△1,584.79	78.52	357.67	117.15
総 資 産 (百万円)	27,292	27,938	25,828	27,507
純 資 産 (百万円)	5,160	6,028	7,716	8,404

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2013年7月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 上 武	30百万円	100.0%	碎石砕砂の製造販売、建設廃材等の中間処理、再生骨材・木くずチップの製造販売

(注) 上記の重要な子会社を含め、連結子会社は3社であります。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、各種政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、輸出・設備投資を中心に、景気は順調に回復することが予想されます。一方で、米国の経済・外交政策や欧州・アジアの政治動向など不確実な要因もあり、これからの推移を注視してまいります。

当社グループは、2018年度を最終年度とする3カ年の中期経営計画「ASAHI2018プロジェクト」をスタートしております。2017年度は、「スペシャリティ分野（強みを有する分野）への経営資源のシフト」を中心に各戦略の推進を加速させ、2018年度の計画達成を目指してまいります。

事業（セグメント）別の重点施策は次のとおりです。

<鉄鋼建設資材事業>

鉄鋼建設資材事業の業績に影響がある建設需要は、東京オリンピック関連案件や再開発案件等の工事が始動しつつあり、2017年度後半にかけて本格化するものと予想されます。ただし、足元の事業環境は、鉄スクラップ価格の乱高下により、不安定な状況となっております。

中期経営計画において掲げた、高強度鉄筋、太径鉄筋、ねじ節鉄筋の販売拡大や原単位低減等のコストダウンに注力するとともに、メタルスプレッドの確保を目指してまいります。

<砕石砕砂・マテリアルリサイクル事業>

砕石砕砂事業では、生コンクリート、アスファルト合材向け需要は堅調に推移することが予想されます。

今後、神鳳興業株式会社から取得した新砵区の資源を活用し、良質な製品の製造・販売拡大を図ることで、埼玉県ナンバー1の地位堅持と販売シェアの拡大を目指します。

<農業資材事業>

農業資材事業の業績に影響がある肥料需要は、作付面積の減少、施肥の省力化などにより減少傾向が予想されます。加えて、正式にスタートした農業改革において、生産資材価格の引下げや農産物の流通コスト削減に向けた取り組みが加速することが予想され、機動的な対応が必要です。

このため、肥料事業では、製造技術に強みを有する有機質肥料への経営資源シフトを実施し、未利用資源活用による原料開発、3工場一体運営による生産効率化を推進いたします。

種苗事業では、自社品種である大玉トマト「有彩（ありさ）」やカボチャ「プリメラ」、台木を中心に、国内外への販売を拡大してまいります。

乾牧草事業では、関連会社であるジョンソン朝日との一体運営により、中国を中心にアジアへの販売拡大を目指します。

通期の連結業績見通しにつきましては、売上高は37,000百万円（前連結会計年度比14.4%増）、営業利益は1,700百万円（前連結会計年度比41.6%増）、経常利益は1,700百万円（前連結会計年度比52.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,500百万円（前連結会計年度比82.9%増）を見込んでおります。

(5) 主要な事業（セグメント）内容（2017年3月31日現在）

- ① 鉄鋼建設資材事業
 - 鉄鋼事業：鉄筋用棒鋼、構造用鋼等の製造販売
 - ねじ節鉄筋事業：ねじ節鉄筋の製造販売
- ② 碎石砕砂・マテリアルリサイクル事業
 - 碎石砕砂事業：碎石砕砂の製造販売
 - マテリアルリサイクル事業：建設廃材等の中間処理、再生骨材・木くずチップの製造販売
- ③ 農業資材事業
 - 肥料事業：有機質肥料、無機肥料の製造販売
 - 種苗事業：野菜等種苗の生産販売
 - 乾牧草事業：乾牧草の輸入販売

(6) 主要な営業所および工場（2017年3月31日現在）

- ① 当社

	本社	東京都豊島区
事業所	埼玉事業所（全部門）	埼玉県児玉郡神川町
	大阪事業所（肥料）	大阪府大阪市北区
工場	埼玉工場（鉄鋼・ねじ節鉄筋）	埼玉県児玉郡神川町
	関東工場（肥料）	埼玉県児玉郡神川町
	千葉工場（肥料）	千葉県旭市
	関西工場（肥料）	滋賀県甲賀市
- ② 主要な子会社

株式会社上武	埼玉県秩父郡皆野町
--------	-----------

(7) 使用人の状況 (2017年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
472名 (95名)	30名減 (10名減)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除いており、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
419名 (44名)	7名増(15名減)	39.2歳	14.9年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2017年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,186百万円
農林中央金庫	1,884
三井住友信託銀行株式会社	1,663
株式会社群馬銀行	1,416
株式会社りそな銀行	1,309

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2017年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,000,000株 (自己株式200,000株を除く)
- ③ 株主数 7,599名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
阪 和 興 業 株 式 会 社	600,000株	8.6%
三 井 物 産 株 式 会 社	600,000	8.6
ア サ ガ ミ 株 式 会 社	522,000	7.5
片 倉 コ ー プ ア グ リ 株 式 会 社	300,000	4.3
農 林 中 央 金 庫	210,000	3.0
東 京 鐵 鋼 株 式 会 社	200,000	2.9
日 本 マ タ イ 株 式 会 社	181,000	2.6
伊 藤 忠 丸 紅 住 商 テ ク ノ ス チ ー ル 株 式 会 社	180,000	2.6
カ ネ ヒ ラ 鉄 鋼 株 式 会 社	180,000	2.6
株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン	134,700	1.9

(注) 持株比率は自己株式 (200,000株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2017年 3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	村上政徳	
常務取締役	中村紀之	鉄鋼建設資材本部長
常務取締役	矢口誠	管理本部長
常務取締役	広瀬清	農業資材本部長
取締役	稲場進	管理本部副本部長
取締役	草間勝	鉄鋼建設資材本部埼玉工場長
取締役(常勤監査等委員)	田島一郎	
取締役(常勤監査等委員)	佐藤光	
取締役(監査等委員)	新垣良爾	
取締役(監査等委員)	田島伸一	
取締役(監査等委員)	花枝英樹	中央大学総合政策学部教授

- (注) 1. 取締役新垣 良爾氏、取締役田島 伸一氏および取締役花枝 英樹氏は、社外取締役であります。
2. 社内外の日常的な情報収集、社内的重要会議への出席、内部監査部門との密接な連携により、効率的かつ実効的な監査を行い、監査等委員会の監査・監督機能をより強化するため、常勤監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員新垣 良爾氏は、長年の銀行勤務経験において経理・財務を経験するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度の役員の変動は、次のとおりであります。
- (1) 退任
2016年6月23日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって、町田 尚輝氏が任期満了により取締役を退任いたしました。また、同株主総会終結の時をもって、村田 恒氏が任期満了により監査役を退任いたしました。
- (2) 就任
2016年6月23日開催の第25期定時株主総会において、草間 勝氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。また、田島 一郎氏、佐藤 光氏、新垣 良爾氏、田島 伸一氏および花枝 英樹氏が新たに取締役(監査等委員)に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

この定めに基づき、当社は各監査等委員との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く）	8名	164百万円
取 締 役（監 査 等 委 員）	5	42
監 査 役	4	12
合 計 （うち社外役員）	17 (6)	219 (16)

- (注) 1. 上記の員数には、2016年6月23日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社は、取締役会の決議により決定する業績連動報酬制度に従い、前年度の会社業績を所定の評価基準に基づき評価し、当該評価に応じて各取締役（監査等委員を除く。）の報酬を決定しております。また、中長期的な業績と連動する報酬として、各取締役（監査等委員を除く。）は、上記の報酬の一定割合を当社役員持株会に毎月拠出し、当社株式の取得に充当しております。業務執行から独立した立場の取締役（監査等委員）の報酬は、固定報酬として取締役（監査等委員）の協議により決定しております。
4. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、1992年3月25日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第25期定時株主総会において年額230百万円以内と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第25期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、1992年3月25日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役花枝 英樹氏は、中央大学総合政策学部教授を兼職しております。なお、当社と当該大学との間には特別な関係はありません。

ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	会社役員の地位	主 な 活 動 状 況
新垣良爾	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会20回、監査等委員会14回すべてに、監査役会5回のうち4回に出席のほか、会計監査人との監査協議会などにも出席し、議案審議や監査内容等に関して、豊富なビジネス経験、財務・会計に関する知見等に基づいて、幅広い観点からの発言を行っております。
田島伸一	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会20回、監査等委員会14回すべてに出席のほか、会計監査人との監査協議会などにも出席し、議案審議や監査内容等に関して、他社での会社経営や海外勤務の経験に基づいて、幅広い観点からの発言を行っております。
花枝英樹	取締役 (監査等委員)	就任後に開催された取締役会14回、監査等委員会14回すべてに出席のほか、会計監査人との監査協議会などにも出席し、議案審議や監査内容等に関して、長年にわたる大学教授としての実績や経営学の知見等に基づいて、幅広い観点からの発言を行っております。

(注) 社外取締役新垣 良爾氏、社外取締役田島 伸一氏および社外取締役花枝 英樹氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について会社法第399条の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する公認会計士等による確認業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会の意見も聴取し、監査等委員会にて所定の判断基準に基づき、会計監査人の再任の可否を判断します。不再任とする場合は、後任の会計監査人の選任についても検討します。

会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する株主総会議案の内容は、監査等委員会が決定します。

取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

- ⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分
金融庁が2015年12月22日付で発表した業務停止処分の概要
- イ 処分対象
新日本有限責任監査法人
 - ロ 処分内容
2016年1月1日から同年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
 - ハ 処分理由
 - ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため
 - ・ 監査法人の運営が著しく不当と認められたため
- ⑥ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、当社の取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社の業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役および社員は、法令遵守はもとより、企業人、社会人として求められる価値観、倫理観によって誠実に行動し、常に企業の社会的責任を全うすることが、企業価値の向上につながるとの認識のもと、「倫理憲章」ならびに「行動規範」を定め、コンプライアンスの徹底に努めております。

また、当社グループは、コンプライアンス委員会を組織し、全社横断的な統括体制のもとでコンプライアンスの推進に取り組むほか、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反行為の未然防止および早期発見と適切な対応を図るとともに、当社の内部統制室内部監査課が社長および監査等委員会の指揮のもとコンプライアンスの状況を監査することとしております。

それに加え、当社は、財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備しております。

さらに、当社グループは、反社会的勢力・団体に対し断固たる行動をとり、一切の関係を遮断することを基本方針とし、この方針の周知徹底と適切な対応を図るため、対応統括部署を当社の総務人事部とした対応窓口責任者を各事業拠点に設置、警察および弁護士等の外部の専門機関との関係の構築、ならびに対応基本マニュアルの整備および各種研修の実施等、グループ内体制を整備しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等（電磁的記録を含む）、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書規程」等に基づき定められた期間、保存管理するとともに、取締役または監査等委員からの要請等、必要に応じて閲覧できる状態を維持しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境、災害、品質、情報セキュリティー等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、リスク低減・解消策の推進および対応マニュアルの整備等、自主的にリスク管理施策の推進に取り組むものとし、組織横断的リスク状況の把握および全社的対応については、リスク管理委員会が行うこととしております。また、当社の内部統制室内部監査課は、社長および監査等委員会の指揮のもと各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施しております。

さらにリスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関する体制および施策等の整備を行い、リスク管理のさらなる強化を図っております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成に向けた各部門の具体的目標と予算を設定しております。また、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

さらに、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う機関として、取締役会の下に、社長を議長とする経営会議を設けております。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社の管理の方針、体制および基準を定めた「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の育成・強化を図るとともに、当社の内部統制室内部監査課が社長および監査等委員会の指揮のもと関係会社の監査を実施するなど、関係会社に対する適切な経営管理に努めております。
また、当社は、関係会社を含めたコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会の開催などにより、グループ全体の適正かつ効率的な業務遂行、遵法意識の向上、リスク管理体制の強化を図っております。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
取締役会は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会が必要とする知識・能力を備えた使用人を配置するものとします。
- ⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
取締役会は、配置する使用人については、監査等委員会の指揮命令に服することを明確にするとともに、人事異動、人事評価、懲戒については監査等委員会の同意を必要とする等、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性確保に配慮するものとします。
- ⑧ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役会は、配置する使用人が、専ら監査等委員会から監査業務に必要な指示、命令を受けられることができる体制を確保するものとします。
- ⑨ 当社グループの取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する事項
当社グループでは、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加えて、内部監査の結果、コンプライアンスおよびリスク管理の推進状況に係る定期的な点検結果、内部通報窓口への通報内容、重要な開示書類・決裁文書その他の重要な事項について定期または随時報告するほか、当社の監査等委員会からその職務遂行上求められた事項について速やかに報告することとしております。

- ⑩ 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 当社は、監査等委員会または監査等委員への報告を行った当社グループの役員および社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および社員に周知徹底しております。
- ⑪ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 当社は、監査等委員会があらかじめ予算に計上した監査等委員の監査およびその他職務の執行について生ずる費用ならびに緊急または臨時に支出した費用を当社負担により、経理規程に則って処理を行うものとします。
- ⑫ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、相互の課題等についての意見交換を通じて相互認識を深めることとしております。
 また、内部統制室内部監査課は内部監査の実施にあたり、監査等委員会と緊密な関係を保つとともに、必要な場合には、監査等委員会業務に関する支援を行うこととしております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスに関する取組みの状況
 コンプライアンス委員会が中心となって、全社横断的な統括体制の下でコンプライアンスを推進するほか、コンプライアンスマニュアルを改定し、当社グループの役員および社員を対象としたマニュアルの説明会を実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。また、当社グループの役職員および退職者、取引先を対象とした内部通報窓口を設け、問題の早期発見と改善に努めております。
- ② リスク管理に関する取組みの状況
 リスク管理委員会が中心となって、想定されるリスク項目を抽出し、改善策を検討しております。また、事業継続に重大な影響を及ぼす大規模災害に備え、BCP（事業継続計画）に基づいた訓練を行い、改善しております。

③ 職務執行の適正および効率性の確保に関する取組みの状況

当社グループの役員等をメンバーとする各会議を開催し、予算に対する進捗状況の確認や事業計画の見直しを行っており、その内容は毎月開催される定例の取締役会で審議されております。また、組織間で重複する機能の統合および部署配置の見直しを行い、効率的な組織運営を実施しております。さらに、当社グループの役員等をメンバーとする各会議での審議を経て、取締役会で決議された2018年度を最終年度とする中期経営計画の達成に向け、鋭意努めております。

④ 監査等委員会監査の実効性の確保に対する取組みの状況

当社の監査等委員会は、当社グループの各会議等で役員や社員から業務の執行状況等の報告を受けております。また、代表取締役社長との会合を四半期毎に実施し、監査概要や事業動向等について意見交換を行っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、2008年5月19日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定め、2017年5月18日開催の取締役会において一部変更を決議いたしました。基本方針の具体的な内容は以下のとおりです。

当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、株主の皆様ご自身の自由な意思によってなされるべきであると考えております。しかしながら、大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されないまま株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、対象企業の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されていないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないと判断されるもの等、対象企業の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことに繋がるおそれがあると判断される買付行為があることは否定できません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、循環社会の実現を目指し、事業特性ならびに株主の皆様をはじめとする国内外の顧客・社員・取引先などの各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることを目指す者であることが必要と考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の基本方針の実現に資する特別の取組みについて

イ 当社の企業価値および企業価値の源泉

当社ならびに当社グループは、資源循環型社会の担い手として「スペシャリティ（明確な強み）」を持ち、高品質へのこだわりをもって技術・開発力を更に強化し、「スペシャリティ分野（強みを有する分野）」のリーダーを目指してまいります。

- ・「誠実で、公正、公平、誰からも愛される会社であり続けます。」
- ・「良い製品、良いサービスを提供し、地球環境に貢献し続けます。」

と定める当社グループの経営理念のもと、事業の拡大発展に努めることこそが、当社グループ全体の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

ロ 企業価値向上のための取組み

今後の事業展開につきましては、2016年5月10日に公表いたしました2018年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「ASAHI2018プロジェクト」に基づき、企業価値向上に努めてまいります。

具体的な基本戦略は、以下のとおりです。

a. 「スペシャリティ分野（強みを有する分野）」への経営資源のシフト

当社が優位性を持つ技術・開発力を更に強化し、各事業におけるスペシャリティ分野（強みを有する分野）でのリーダーを目指します。

また、当社事業を、基盤事業、収益事業、挑戦事業に分類し、経営資源の投下、事業ポートフォリオの見直しを適時適切に行ってまいります。

- (基盤事業) 鉄鋼建設資材事業、肥料事業、碎石砕砂事業
(収益事業) 乾牧草事業
(挑戦事業) 種苗事業

各事業の戦略は次のとおりです。

<鉄鋼建設資材事業>

鉄鋼建設資材事業においては、関東の電炉メーカー小形棒鋼シェアにおいてトップグループを目指します。特に、製造技術の優位性を活かし、今後も底固い需要が見込まれる高強度鉄筋、太径鉄筋、ねじ節鉄筋の製造・販売に注力し、中計期間以降の需要減少にも対応可能な収益基盤を構築します。

(重点施策)

- ・高強度鉄筋、太径鉄筋、ねじ節鉄筋への経営資源のシフト
- ・電力原単位の低減など本源的なコストダウンの追求
- ・製品ポートフォリオの見直しなどによる生産性の向上

<農業資材事業>

農業資材事業においては、肥料事業を「基盤事業」(農業資材事業のコア事業)、乾牧草事業を「収益事業」(安定的高収益の維持)、種苗事業を「挑戦事業」(選択と集中による収益改善)と位置付け、種子と牧草というスペシャリティを持った肥料メーカーとしての発展を目指します。また、各事業の海外展開を成長分野と位置付け、更なる拡大を図ります。

(重点施策)

肥料事業

- ・製造技術に強みを有する粒状有機質肥料の製造・販売数量拡大
- ・未利用資源活用による原料開発と、3工場一体運営による生産効率化
- ・中国における有機質肥料の製造・販売

乾牧草事業

- ・アジアを中心とした需要拡大を背景に、安定した利益構造を持つジョンソン朝日との一体運営

種苗事業

- ・自社品種の開発と国内外への販売拡大

<碎石砕砂事業（株式会社上武）>

碎石砕砂事業においては、埼玉県ナンバー1の地位堅持と新砵区確保によるシェア拡大を目指します。

（重点施策）

- ・新砵区を確保し良質な製品の製造、販売拡大
- ・強みである多品種・安定供給を活かし、底固い需要が見込まれる生コンクリート、アスファルト合材向け単砕・砕砂を販売

b. ガバナンス体制、業務執行における経営の刷新（迅速性・透明性の向上）

監査等委員会設置会社への移行、組織改正等により、ガバナンス体制を刷新するとともに、関係会社への管理業務集約による業務効率化に取り組みます。また、執行役員制度の導入、人事制度の改定等により、「人財」基盤の充実を図ります。

c. 強固な財務基盤の再構築

安定収益による有利子負債の圧縮を通じて、財務基盤の再構築を図ります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、2008年5月19日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「原対応方針」といいます。）の導入を決定し、2008年6月25日に開催した当社第17期定時株主総会においてご承認いただきました。

そして、原対応方針の有効期間満了に伴い、2014年6月24日に開催した当社第23期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の継続」（以下「本対応方針」といいます。）に関する議案をお諮りしご承認をいただいております。なお、本対応方針の有効期間は、2017年6月に開催予定の当社第26期定時株主総会の終結時までとしております。

本対応方針の具体的な内容は以下のとおりです。

当社取締役会は、株券等保有割合が20%以上となる大規模買付者に対し、本対応方針に定められた手続きに従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」および大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の事前提供と当該大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成および代替案の立案のための期間として原則60日間の取締役会評価期間の確保を求めます。

当社取締役会は、取締役会評価期間の間、大規模買付者が本対応方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該大規模買付行為が会社に回復しがたい損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか、という観点から、評価、検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示するとともに、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針で定める発動条件に照らしあわせ、本対応方針に基づくルールを遵守しない大規模買付者、または、提出された「大規模買付情報」を評価・検討した結果、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断した大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。

対抗措置は原則として新株予約権の無償割当としておりますが、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合は、その他の対抗措置が用いられることもあります。

また、本対応方針の合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

- ④ 上記②および③の取組みが上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由について

イ 上記②の取組みについて当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記②の取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記①の基本方針に資するものであると考えております。

したがいまして、上記②の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

□ 上記③の取組みについて当社取締役会の判断

上記③の取組みは、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針決定が支配されることを防止する取組みであり、また当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討に必要な時間の確保を求めためのものであります。

さらに、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重することとしていること、また上記③の取組みの継続については、2014年6月24日に開催した当社第23期定時株主総会でご承認いただいております。今後継続する場合も当社株主様のご承認を要することとしていることなど、合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための制度および手続きが確保されております。

したがいまして、上記③の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結損益計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		32,354
売上原価		24,835
売上総利益		7,519
販売費及び一般管理費		6,318
営業利益		1,200
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	24	
持分法による投資利益	62	
仕入割引	23	
その他	36	149
営業外費用		
支払利息	131	
売上割引	76	
その他	26	235
経常利益		1,115
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	25	25
特別損失		
固定資産処分損	88	
関係会社株式売却損	64	
関係会社出資金評価損	16	
その他	7	177
税金等調整前当期純利益		963
法人税、住民税及び事業税	73	
法人税等調整額	69	143
当期純利益		820
親会社株主に帰属する当期純利益		820

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,190	1,802	4,166	△293	7,864
当期変動額					
剰余金の配当			△350		△350
親会社株主に帰属する 当期純利益			820		820
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			470		470
当期末残高	2,190	1,802	4,636	△293	8,334

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	26	64	△239	△148	7,716
当期変動額					
剰余金の配当					△350
親会社株主に帰属する 当期純利益					820
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	133	△28	113	218	218
当期変動額合計	133	△28	113	218	688
当期末残高	160	35	△125	69	8,404

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,938	流動負債	13,016
現金及び預金	2,876	支払手形	178
受取手形	164	買掛金	3,791
電子記録債権	278	短期借入金	4,700
売掛金	3,685	1年内償還予定の社債	60
商品及び製品	4,659	1年内返済予定の長期借入金	1,883
原材料及び貯蔵品	1,469	リース債務	51
前払費用	75	未払金	1,541
繰延税金資産	188	未払費用	148
関係会社短期貸付金	360	前受金	2
その他	182	預り金	18
貸倒引当金	△0	賞与引当金	225
固定資産	10,775	資産除去債務	9
有形固定資産	8,970	その他	406
建物	2,569	固定負債	4,965
構築物	357	社債	120
機械及び装置	3,460	長期借入金	3,581
車両運搬具	6	リース債務	99
工具、器具及び備品	220	繰延税金負債	136
土地	2,207	退職給付引当金	807
リース資産	133	環境対策引当金	103
建設仮勘定	14	資産除去債務	86
無形固定資産	228	その他	30
ソフトウェア	124	負債合計	17,981
施設利用権	94	純資産の部	
電話加入権	8	株主資本	6,579
投資その他の資産	1,576	資本金	2,190
投資有価証券	1,066	資本剰余金	1,802
関係会社株式	293	資本準備金	1,802
出資金	3	利益剰余金	2,881
関係会社出資金	75	利益準備金	52
長期前払費用	97	その他利益剰余金	2,828
その他	40	固定資産圧縮積立金	748
貸倒引当金	△0	別途積立金	200
		繰越利益剰余金	1,879
		自己株式	△293
		評価・換算差額等	152
		その他有価証券評価差額金	152
資産合計	24,714	純資産合計	6,732
		負債純資産合計	24,714

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		30,176
売上原価		23,561
売上総利益		6,615
販売費及び一般管理費		5,560
営業利益		1,054
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	24	
仕入割引	23	
その他	29	83
営業外費用		
支払利息	130	
売上割引	76	
その他	15	222
経常利益		915
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	25	
関係会社株式売却益	21	46
特別損失		
固定資産処分損	81	
関係会社出資金評価損	16	
その他	7	106
税引前当期純利益		855
法人税、住民税及び事業税	8	
法人税等調整額	82	90
当期純利益		764

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 評価積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,190	1,802	1,802	52	748	200	1,464	2,466
当期変動額								
剰余金の配当							△350	△350
当期純利益							764	764
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	414	414
当期末残高	2,190	1,802	1,802	52	748	200	1,879	2,881

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△293	6,164	19	19	6,184
当期変動額					
剰余金の配当		△350			△350
当期純利益		764			764
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）			133	133	133
当期変動額合計	—	414	133	133	548
当期末残高	△293	6,579	152	152	6,732

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月11日

朝日工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田島 昇 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 本間 愛雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、朝日工業株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月11日

朝日工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田島 昇 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 本間 愛雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、朝日工業株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月18日

朝日工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	佐藤	光	印
常勤監査等委員	田島	一郎	印
監査等委員	新垣	良爾	印
監査等委員	田島	伸一	印
監査等委員	花枝	英樹	印

(注) 1. 監査等委員 新垣良爾、田島伸一及び花枝英樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 2. 当社は、2016年6月23日開催の第25期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2016年4月1日から2016年6月22日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

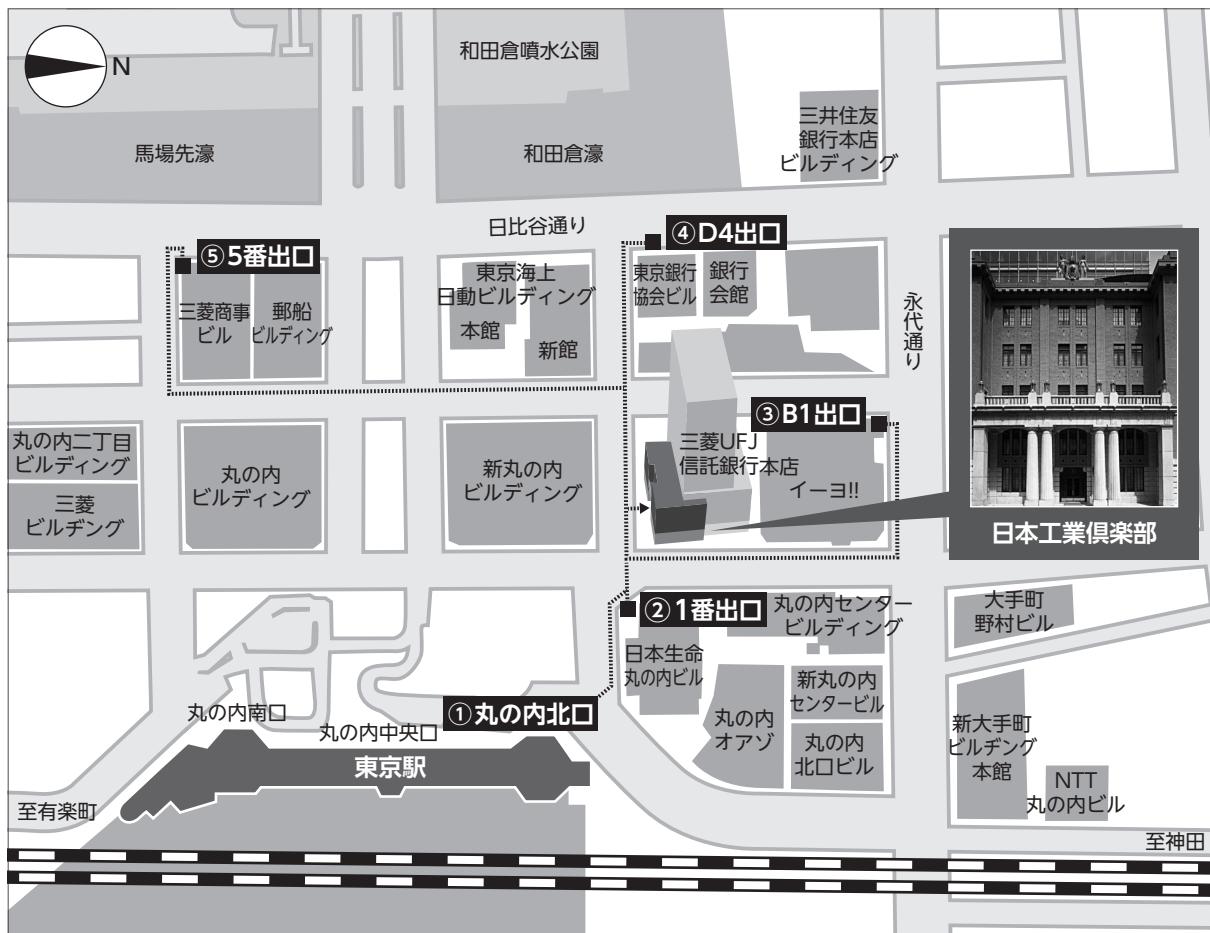
株主総会会場 ご案内図

※昨年の総会会場と変更になっております。

会場

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号

日本工業倶楽部 3階 大ホール



交通のご案内

- ① J R 東京駅 **丸の内北口** 徒歩2分
- ② 東京メトロ丸ノ内線 東京駅 **1番出口** 徒歩1分
- ③ 東京メトロ東西線・半蔵門線 大手町駅 **B1出口** 徒歩5分

- ④ 都営三田線 東京メトロ千代田線 大手町駅 **D4出口** 徒歩5分
- ⑤ 東京メトロ千代田線 二重橋前駅 **5番出口** 徒歩7分

※お車でのご来場は、ご遠慮ください。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基つき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。